

静岡市がん検診精度管理協議会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、静岡市健康増進事業実施要綱（平成21年4月1日施行）の規定により実施するがん検診の精度を高める、静岡市がん検診精度管理協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) がん検診の精度のあり方に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、がん検診の精度を高めるために市長が必要であると認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 市長は、前項に規定する委員のほか、特に専門的な事項について協議させるため必要があると認めるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療機関関係団体を代表する者
- (3) がん検診を行う団体を代表する者
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長は、協議会の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。